

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-9号指令

### 一般廃棄物処理業許可証（変更）

住所 上川郡新得町字新得東1線32番地8  
氏名 株式会社 カンキョウ  
代表取締役 根本 健史 様

平成26年7月3日に変更申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥
営業所の所在地及び名称	上川郡新得町字新得東1線32番地8 株式会社 カンキョウ 代表取締役 根本 健史	
許可期間	平成26年 7月 3日から 平成27年 2月 19日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	芽室町全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西23条北4丁目1番地 中島処理場
	その他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

平成26年 7月 3日

芽室町長 宮西 義 憲

